設立後２（３）年間の事業計画

初年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

次年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

注１．当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込等該当するものを箇条書きにすること。

２．この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。

３．設立趣意書の事業計画と齟齬が無いようにすること。

４．初年度の実期間が６月未満の場合には、次々年度分の事業計画を加え、表題を「設立後３年間の事業計画」に修正すること。予算書についても同様に作成すること。

　５．本資料及び予算関係書類に詳細な記載のない診療所移転・増設は、原則として、事業計画に記載した期間が経過するまでは認められないこと。